

鞆の浦しおまち海道サイクリングロードに係る情報発信及びイベント実施業務仕様書

1 業務の名称

鞆の浦しおまち海道サイクリングロードに係る情報発信及びイベント実施業務

2 背景

2018年度（平成30年度）に瀬戸内海の多島美を望め、国内外から観光客が訪れる鞆の浦や阿伏兎観音等の観光資源を活用したルートとして「鞆の浦しおまち海道サイクリングロード（以下、「しおまち海道」という。）」を設定した。

以降、しおまち海道の環境整備や情報発信に継続的に取り組んでいるところであるが、サイクルツーリズムの振興に向けて、更なる認知度及び魅力の向上を通じた利用促進が必要である。

3 業務の目的

本業務は、しおまち海道の更なる認知度向上及びリピーター獲得を図るとともに福山市内におけるサイクリング人口の裾野拡大及びしおまち海道の利用促進を目的とする。

4 業務委託金額（上限）

2,400,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

5 ターゲット

福山市内外のサイクリング未経験者及び初心者等の日常生活での移動手段や健康促進のためにサイクリングを取り入れているライトユーザー層

6 履行期間

契約締結日から2027年（令和9年）2月26日（金）まで

7 業務の内容

しおまち海道の更なる認知度向上及びリピーター獲得を図るとともに福山市内におけるサイクリング人口の裾野拡大及びしおまち海道の利用促進につながるようターゲットに対して効果的なインフルエンサーと連携し、情報発信及びサイクリング初心者向けのイベントを企画し実施すること。

なお、提案するインフルエンサーはサイクリングの専門性や競技志向を重視したサイクリスト向けではなく、ターゲットに対して親しみやすさや参加への興味・関心を喚起できるSNSの総フォロワー数が8万人以上のインフルエンサーであること。

(1) サイクリングイベントの企画・実施

幅広い世代のサイクリング未経験者及び初心者が、サイクリングの気軽さや楽しさを実際に体験し、継続的な利用につながるイベントを企画・実施すること。また、単なる自転車販売や走行のみを目的としたイベントにとどまらず、地域の「食」や「景観」等しおまち海道の魅力を体感できる内容とすること。

なお、イベントは次に掲げる内容とすること。

ア 開催時期

契約日から2026年（令和8年）11月30日（月）まで

イ 開催場所

しおまち海道及び周辺地域

ウ イベント開催回数

3回以上

エ カテゴリー別のイベント構成

次の3つのカテゴリーを各1回以上実施し、参加者のレベルに応じた体験内容とすること。

- ・ファミリー向け（親子体験型）：小屋で気軽に楽しめる内容。
- ・未経験者向け：自転車の乗り方や基本ルールから学ぶ入門的な内容。
- ・初級者及び中級者向け（ステップアップ型）：多少の距離を走ることに挑戦し、しおまち海道の魅力をより深く体感できる内容。

オ 発着点要件

実施するイベントのうち、福山駅、iti SETOUCHI、アリストぬまくまを開催地または発着点として使用すること。

なお、アリストぬまくまの使用は必須とする。

カ インフルエンサーの活用

複数回開催するイベントのうち、1回以上はインフルエンサーが実際に現地参加する形式とすること。

キ 安全管理・啓発

全イベントを通じて、自転車の安全利用マナーやヘルメットの着用等の啓発をプログラムに組み込むこと。

(2) 情報発信

既存のしおまち海道公式SNS等を運用し、上記7（1）で実施するサイクリングイベントの告知及びしおまち海道のルートや立ち寄りスポット等の魅力が伝わる内容をリール動画等を用いてインフルエンサーと連携して発信し、利用促進につながる情報発信を継続的かつ計画的に行うこと。

ア 投稿期間

契約締結日から2027年（令和9年）2月26日（金）まで

イ 投稿頻度

- ・しおまち海道公式SNSにて1～2週間に1回程度
- ・インフルエンサーのSNSにて5回以上の投稿

ウ その他

- ・アリストぬまくま等の事業者と連携し、季節のテーマに沿った投稿を行うこと。

(3) アンケート調査

サイクリングイベント参加者にアンケート調査を行うこと。なお、調査項目については、発注者と協議の上、決定する。

(4) その他

契約金額の範囲内で独自の提案があれば、しおまち海道の利用促進につながる内容の提案をすること。

8 成果物

本業務に係る成果物及び実績報告書（上記7（1）から（4）の実施概要、実績、効果、記録、写真、動画、データ等）を提出すること。また、本業務における各媒体の情報接触量及びプロモーション内容等の実績を報告すること。

9 留意事項

- (1) 計画・実施については、発注者と十分協議して行うこと。
- (2) 契約後、業務実施に係る計画書を提出すること。
- (3) 業務の実施に必要な経費や著作権利用料・保険費（インフルエンサーなどの著作権料費、消耗品費、管理費、イベント保険なども含む）は契約金額に含まれるものとし、仕様書内に特段の記載がある場合を除き、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。
- (4) 受注者は、業務従事者（以下「従事者」という。）の名簿を事前に発注者に提出すること。異動のある時も同様とする。
- (5) 従事者の交代時は、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。
- (6) 業務の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (7) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、発注者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
- (8) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法律を遵守し、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止など安全管理措置を講じ、その内容を発注者に報告すること。また、漏えい等の事故が発生した場合は、直ちに発注者に報告すること。
- (9) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

- (10) 本業務の履行に伴い発生する成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利含む）は、全て発注者に属するものとする。
- (11) 本業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本成果品の制作に関与したものについて著作権を主張せず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (12) 本業務の遂行に関し、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じたときは、発注者、受注者協議の上、解決するものとする。

以上